

改正

昭和55年6月11日告示第51号  
平成5年1月25日告示第3号  
平成5年7月15日告示第70号  
平成8年5月15日告示第71号  
平成14年4月18日告示第68号  
平成15年3月28日告示第26号  
平成17年3月31日告示第51号  
平成19年3月28日告示第26号  
平成24年3月30日告示第92号

建設工事競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、建設工事（以下「工事」という。）の請負契約、工事材料の製造請負契約について、沼津市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 鉄道証券その他の政府の保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債
- (5) 銀行が振出し、又は支払保証をした小切手
- (6) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書した手形
- (7) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証がある債券
- (8) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債券

2 前項各号に掲げる担保の価格は市長が定める。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を結んで入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、入札前に指定場所において入札心得書、仕様書、図面その他の書類を閲覧し、かつ、現場又は見本等を熟知の上入札しなければならない。この場合において入札心得書、仕様書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 公正な入札を確保するために必要と認められるときは、くじ引きにより入札参加者を減じて入札を執行することがある。

(入札の辞退)

第5条の2 指名の通知（入札執行について（通知）をいう。以下同じ。）を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者が、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、第1号様式による入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札の前日までに到達するものに限る。）して行うこと。ただし、電子入札による場合は、電子入札締切り

日時までに、電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。なお、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出ることができる。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届を所定の場所に提出して行うこと。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札)

第6条 入札書は、第2号様式により作成し、封印の上、封筒に入札番号、工事名及び入札者の住所氏名を明記し、指定した日時までに所定の場所に提出しなければならない。ただし、電子入札による場合は、公告又は指名通知に示した日時までに、電子入札システムにより提出するものとする。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

4 入札参加者は、入札に際し、工事費内訳書(第3号様式)を提出するものとする。ただし、電子入札による場合は、公告又は指名通知に示した日時までに、電子入札システムにより提出するものとする。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第8条 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期、中止又は取消をすることがある。

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに、入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

3 入札者多数の場合は、入札者のうちから開札立会人を選定することがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金を所定の日時までに納付しなかつた者、又は不足する者のした入札

(3) 委任状(年間委任状を提出したものを除く。)を提出しない代理人のした入札

(4) 所定の日時、場所に提出しない入札

(5) 記名押印を欠く入札(電子入札においては、有効な電子証明書を取得していない者のした入札)

(6) 金額を訂正した入札

(7) 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

(8) 認知しがたい記載をした入札

(9) 入札に関し不正行為があつたと認められる者の入札

(10) 同一事項につき2以上を入札した者の入札

(11) 同一事項の入札につき自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(12) 同一事項の入札につき2以上の入札者の代理人となつて入札した者の入札

(13) 前各号に定めるもののほか、市長の指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札をした者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて入札した者のうち、最低の価格をもつて入札をした者を落札者とする。

第12条及び第13条 削除

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムによりくじ引きを行う。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代つて

入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第15条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名、又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムにより通知する。

(契約の締結)

第16条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内に契約書、その他契約に必要な書類を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長が、やむを得ない事由があると認めた場合には、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失なう。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第17条 契約書の作成を省略する場合は、請書を徴する。この場合においては前条を準用する。

(契約の確定)

第18条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格1億5,000万円以上の契約については、沼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)の定めるところにより、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(入札保証金の返還)

第19条 入札保証金(これに代わる担保を含む。)は、入札終了後又は中止若しくは取消しの場合は、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第20条 落札者は、契約(1件300万円未満の工事に係る契約を除く。)の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証

(4) 債務不履行による損害金の支払を保証する前払金保証事業会社の保証

(5) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(6) 債務不履行による損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項に規定する保証に係る保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項第6号に規定する保証を付したときは、直ちにその保険証券を市長に提出しなければならない。

(異議の申立)

第21条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第22条 この規程は、随意契約について準用する。

付 則

この規程は、昭和52年7月1日から施行する。

付 則(昭和55年6月11日告示第51号)

この告示は、公示の日から施行する。

付 則(平成5年1月25日告示第3号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成5年7月15日告示第70号)

この告示は、公示の日から施行する。

付 則(平成8年5月15日告示第71号)

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成14年4月18日告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成15年3月28日告示第26号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日告示第51号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月28日告示第26号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日告示第92号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

入 札 辞 退 届

年 月 日

1 入札番号 第 号

2 工 事 名  
(物件名)

上記の入札を都合により辞退します。

(あて先) 沼津市長

住 所

商号又は名称

氏 名

印

# 入 札 書

1 入札番号 第 号

2 工 事 名  
(物件名)

3 工事箇所 沼津市  
(引渡し場所)

上記の工事（物件）を下記の金額で請負い（供給し）たく申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

年 月 日

(あて先) 沼津市長

住 所

入札者 商号又は名称

氏 名



# 工事費内訳書

年 月 日

住 所  
商 号  
氏 名

- 1 入札番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事箇所
- 4 工事費内訳

直接工事費	
工 事	_____円
工 事	_____円
工 事	_____円
工 事	_____円
工 事	_____円
工 事	_____円
工 事	_____円
工 事	_____円
工 事	_____円
工 事	_____円
工 事	_____円
工 事	_____円
工 事	_____円
直接工事費計	_____円
共通仮設費	_____円
純工事費	_____円
現場管理費	_____円
工事原価	_____円
一般管理費等	_____円
工事価格	_____円